

(国家戦略特区制度の目標)

東京オリンピック・パラリンピックも視野に、2020年をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととする。

また、2015年度末までを集中取組期間として、経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」全般について速やかに具体的な検討を加え、国家戦略特区を活用して規制・制度改革の突破口を開く。これにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目標とする。

(国家戦略特区制度の運用の原則)

国家戦略特区制度については、次の3点を運用の原則とする。

ア) 情報公開の徹底を図り、透明性を十分に確保すること。

イ) スピードを重視し、法第29条に基づく国家戦略特別区域諮問会議（以下「諮問会議」という。）、法第7条に基づく国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）及び国家戦略特別区域担当大臣の下に設置する国家戦略特区ワーキンググループ（以下「WG」という。）の相互間の連携、国家戦略特別区域諮問会議令（平成25年政令第342号）で定める専門調査会の活用等により機動的運営を行っていくこと。

ウ) P D C Aサイクルに基づく評価を行い、評価に基づき国家戦略特区の指定の解除も含めた措置を適切に講ずること等により、国家戦略特区間の競争を促進すること。

(留意すべき点)

国家戦略特区の運用に当たっては、日本の経済成長に対して、国家戦略特区として指定された地域だけが努力するのではなく、日本全体で知恵を出す競争が促されるようにするとともに、各種制度との連携を図ること等により国家戦略特区の成果を日本全体に行き渡らせていくことが重要であり、また、地域の自主性や創意工夫が尊重され、地域が活性化されるよう留意する必要がある。

あわせて、国家戦略特区の取組に当たっては、民間活力を引き出すことが重要であり、事業や投資の推進役となるのは民間事業者であることに留意が必要である。

など、諮問会議における調査審議が公平かつ中立的に行われるよう留意する。

併せて、調査審議の公平性・中立性を確保するため、諮問会議における審議の内容及び資料は、原則として公表することとし、議事要旨の公表及び一定期間経過後の議事録の公表を行い、透明性を高めることが必要である。

専門的な事項について調査をする必要がある場合には、国家戦略特別区域諮問会議令で定めるところにより、専門委員又は専門調査会を置き、当該事項の調査をさせることにより、各分野の専門的知見を反映するとともに、機動性を発揮することが、スピードと実行力を確保する上で有効であることから、これらを積極的に活用することとする。

(2) 国家戦略特別区域会議

(区域会議の役割)

区域会議は、法第7条第1項に基づき、政令で指定された国家戦略特区ごとに設けられ、

ア) 区域計画の作成

イ) 法第11条第1項に規定する認定区域計画（以下「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整

ウ) 国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議

を行うことを任務としている。

(構成員の基本的考え方)

国家戦略特区は、国・地方・民間が一体となって取り組むべきプロジェクトを推進するものであることから、区域会議の構成員は、

ア) 国家戦略特別区域担当大臣

イ) 関係地方公共団体の長

ウ) 国家戦略特区における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者として、内閣総理大臣が選定した者

により組織することを必須としている。

国家戦略特別区域担当大臣は、国家戦略特区の推進に関する国の行政を所管する立場

諮問会議は、国家戦略特区に関する重要事項について調査審議する役割を担うものとして、法第5章に規定されるとともに、内閣府設置法第18条第2項の「別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるもの」として位置付けられるものである。

諮問会議の所掌事務は、法第30条の規定により、以下のとおりである。

- ア) 国家戦略特区の指定に関し、内閣総理大臣に対して意見を述べること。
- イ) 基本方針に関し、内閣総理大臣に対して意見を述べること。
- ウ) 区域方針に関し、内閣総理大臣に対して意見を述べること。
- エ) 区域計画の認定に関し、内閣総理大臣の求めに応じて意見を述べること。
- オ) 法第37条第2項に規定する雇用指針の作成に関し、意見を述べること。
- カ) ア) からオ) に掲げる事項のほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。

(構成員の基本的考え方)

諮問会議の構成員については、こうした諮問会議の役割に鑑み、経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた専門的知識と経験を有する民間有識者を加えることとし、内閣総理大臣主導の下、迅速で簡潔に実行できる体制を構築する観点から、諮問会議の議長を内閣総理大臣とした上で、議員を法第33条に掲げる者に限定しているものである。

また、議員である国務大臣以外の国務大臣については、当該国務大臣が所管する行政分野に関する議案について調査審議する場合ははじめとして必要などときには、議長である内閣総理大臣が適切に判断し、当該国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができることとしており、専門的な立場から意見を述べる機会を確保するものとする。

(運営に係る基本的な事項)

諮問会議の運営に当たっては、調査審議の公平性・中立性を確保することが極めて重要である。 このため、諮問会議に付議される調査審議事項について直接の利害関係を有する議員については、当該事項の審議及び議決に参加させないことができることとする

オ) 区域計画の実施が国家戦略特区に及ぼす経済的社会的効果

カ) その他必要な事項

国家戦略特区において区域方針に定める目標を達成するために必要な事業であって、特定事業以外のものについては、必要に応じ、カ)に記載することとする。法第10条第1項に基づき、区域計画には、以下の事項を定めることができる。

- ア) 国家戦略特区において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特区法の特定事業の内容、実施主体及び開始の日
- イ) 構造改革特区法の特定事業ごとの構造改革特区の規制の特例措置の内容
- ウ) 構造改革特区法の特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域の範囲

③特定事業の実施主体に関する申出制度の趣旨及び手続

法第8条に基づき、区域会議において区域計画を作成する際、特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、これについて公表することとしている。この公表があった場合に、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされた者を除く。）は、区域会議に対して、実施主体として加えるよう申し出ることができることとし、区域会議は、この申出に係る特定事業が国家戦略特区における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、この申出に応じるものとしている。

これは、区域計画を作成する際に、先に特定事業の実施主体として区域計画に位置付けられた者の既得権益とすることなく、国家戦略特区の目的に合致する事業を行おうとする事業者に対し、広く公平な参加の機会を設け、区域計画の目標達成を図ろうとするものである。

特定事業の実施主体に関する公表については、インターネットの利用等により広く周知を図ることとする。また、申出については、特定事業の実施主体として実施しようとする内容や実施主体として加わることによる効果等を記載した申出書及び必要な添付書類を、区域会議の定める日までに、区域会議に提出するものとする。

2. 区域計画の認定に関する基本的な事項

①内閣総理大臣による認定の意義及び効果

区域計画については、基本方針及び区域方針との適合性等を担保する必要があること